

福生市教育振興基本計画第2次（案）

1 計画の基本的な考え方（第1章）

- 本計画は、教育基本法第17条第2項に規定する「当該地方公共団体における教育の振興のための施策に関する基本的な計画」と位置付けるものです。
- 令和2年度からの10年間で福生市教育委員会が目指す教育目標と基本計画を掲げ、その実現に向けて令和2年度から令和6年度までの前期5年間で取り組むべき主な施策を示すものです。
- 福生市総合計画における教育に関する分野別計画としても位置づけられています。
- これまでの「教育振興基本計画」と「生涯学習推進計画」の一体化を図った福生市教育委員会の権限に属する事務についての方針を示す計画です。
- 福生市教育委員会では、平成25年7月に設置した「ふっさっ子未来会議」において、学校と関係機関が連携して魅力ある教育施策を実現するための協議を行い、6つの未来提言を取りまとめました。本計画においても、その提言内容や提言に基づく諸計画の内容を踏まえています。
- 策定に当たり、庁内組織となる「福生市教育振興基本計画策定委員会」及び「学校教育分野・生涯学習分野作業部会」を設置し、検討を重ねるとともに、関係機関や団体へアンケートやヒアリングを実施し策定しました。また、既存の調査結果を積極的に活用しました。
- 5年間に於いて、着実に計画を推進していくために、本計画に基づき3年を計画期間とする福生市教育振興基本計画実施計画（推進プラン）を毎年度策定して、主要事業の設定を行い、その翌年度には、実施済みの施策事業に対する外部評価者による点検・評価を行うことで、PDCAサイクルを構成します。

2 計画策定の背景（第2章）

教育を取り巻く社会情勢や毎年の点検・評価における外部評価者からの意見を踏まえ、新計画の策定に向け現状と課題を明確にしました。前計画の基本方針ごとにまとめた主な内容は次のとおりです。

基本方針1 子どもたちの「生きる力」の育成

基礎的な知識・技能の定着と思考力・判断力・表現力等の向上をさらに推し進めるとともに、就学前から円滑な接続を強化し、データに基づくきめ細やかな指導を充実させ、個を伸ばす教育を充実させることが必要です。

基本方針2 信頼される学校づくりの推進

多くの役割が学校に求められるようになってきていることから、改訂された学習指導要領にある「社会に開かれた教育課程」の実現という理念のもと、家庭や地域の人々とともに子どもを育てていくという視点に立って、地域に根ざした特色ある教育活動を行うことが求められています。

基本方針3 生涯学習社会の推進

人生100年時代を見据え、全ての人々が学び直しなど、生涯を通じて自らの人生を設計し活躍することができるよう、公民館や図書館を活用し、必要な知識・技能の習得、知的・人的ネットワークの構築等を推進していくことが必要です。

基本方針4 地域の教育力の向上

家庭・地域・学校が相互に連携・協力することにより、地域で子どもを育てる機運が高まるよう、地域社会との様々な関わりを通じて、子どもたちが安心して活動できる居場所づくりを進め、これからの時代に必要な力や、地域への愛着と誇りを子どもたちに育成する必要があります。

3 目指すべき方向（第2章）

教育目標

福生市教育委員会は、福生市の基本構想として掲げる「人を育み 夢を育む 未来につながるまち ふっさ」を実現するため、今後10年間の目指すべき教育の姿として次の目標を掲げる。

- 子どもたちの「確かな学力」、「豊かな人間性」及び「健康・体力」を基礎とする「生きる力」をはぐくみ、人間性豊かに成長することを願い、互いの人格を尊重し、思いやりと規範意識のある人間社会の持続的な発展に貢献できる人間主体的に学び考え行動する、個性と創造力豊かな人間を育成する教育を推進する。
- 市民のだれもが、あらゆる機会、あらゆる場所で学び続けることのできる社会の実現を図るため、生涯学習を振興する。
- 教育は、家庭・地域・学校の三者が互いに連携・協力し、責任を果たしてこそ、その成果があがるものとの認識に立って、市民が主体的に参加する地域全体での教育の向上に取り組む社会を目指す。

福生市教育振興基本計画修正後期（平成27年度～令和元年度）における4つの基本方針に基づく実施事業の精査を行い、新計画においては、次の4つの基本方針とその方向を基に様々な施策を設定します。

基本方針1 子どもたちの「生きる力」の育成と個を伸ばす教育の充実

主体的・対話的で深い学びを通して、自ら課題を見つけ解決していく確かな学力を育むとともに、他者への理解や思いやりを育むため、豊かな人間性を育む道徳教育を推進します。あわせて、指導・支援体制の強化を行うとともに、ICT教育や情報活用能力の育成をさらに推進します。

基本方針2 教育施策推進のための環境整備

学校経営改革として学校における組織体制や教職員の働き方を見直すとともに、専門家など地域の多様な人材を活用した学校教育を支える取組を推進します。また、子どもたちの質の高い学びの実現と豊かな育ちを支えるため、施設・設備等の計画的な整備を図ります。

基本方針3 生涯を通じた学びによる豊かな地域づくり・人づくり

人生100年時代を迎えるにあたり、生涯にわたって学び、活躍できるように、学習活動や文化・芸術・スポーツ活動等に参加する機会や環境の充実に取り組みます。また、福生市の貴重な歴史遺産を後世に残し、伝えていきます。

基本方針4 地域社会総がかりでの教育の推進

持続可能な地域づくりを目指して、家庭、地域、学校で、連携・協働を推進するための組織的・継続的な仕組みの構築を進めるとともに、子どもたちと他世代の交流を活性化させることで、地域ぐるみで子どもの育ちを支えます。

福生市教育振興基本計画第2次（案）の取り組む施策の方向性（第3章）

